

令和7年8月18日（月）
労働政策課長 阿部 将昭
TEL:029-301-3635（内線 3630）

茨城県最低賃金の改正答申に係る知事談話について

本日（8／18）、茨城地方最低賃金審議会は茨城労働局長に対し、現行の最低賃金の時間額 1,005円を69円引き上げて、1,074円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

本件に関する知事談話は、下記のとおりです。

記

本日、茨城地方最低賃金審議会から茨城労働局長に対し、茨城県最低賃金の改正について答申が行われました。

県では本年6月、『県・労働団体・経済団体の三者による意見交換』において、「本県の最低賃金について、毎年、国の目安額に一定水準を上乗せしていくことで、本県の経済実態が反映された全国9位相当額との乖離、額にして35円について、2030年頃を目途に今後5～7年間で解消していく」という枠組みを、県・労働団体・経済団体との間で、中長期的な目標とすることについて認識を共有したところであります。

今回答申された最低賃金の引上げ額（69円）は、昨年を大きく上回り、一定の評価ができるものと認識しております。

引き続き、三者が合意した中長期的目標の達成に向け、積極的な引上げについて、関係機関に対し、働きかけを行ってまいります。

【参考】中央最低賃金審議会が示した地域別最低賃金額改定の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	茨城、北海道、宮城、福島、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

※ 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安が提示される。本県はBランクに位置付けられている。